

令和4年度冬季プロモーション業務委託 プロポーザル公募要領

1 趣旨

本要領は、令和4年度冬季プロモーション業務委託に関して、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、必要な事項を定めるものです。

2 委託業務名

令和4年度冬季プロモーション委託業務

3 委託業務概要

(1) ノンスキーヤー若年層の分析とプロモーション戦略の立案

- ア 自社が保有するデータやオープンデータ等を用いた消費動向分析
- イ マスメディアやSNS等から幅広い情報を収集し行うトレンド分析
- ウ ノンスキーヤー若年層を取り込むためのコンテンツ提案

(2) クリエーティブの制作

- ア (1)の戦略に基づいたクリエイティブ（コピー、ビジュアル、記事コンテンツ、動画等）の制作

※制作にあたっては、(1)で導き出されるターゲットプロファイルを踏まえて、効果的なタイアップ（エンタメコンテンツやブランド等）を企画すること。

※長野県内のスノーリゾートエリア3か所以上で撮影、取材を行うこと。

※動画はSNS広告（Tik Tok Instagram）での使用を想定して制作すること。

※上記コンテンツを長野県公式観光サイト「Go NAGANO」にて公開できる形態で納品すること。公開作業は、一般社団法人長野県観光機構で行うため、同機構と納品形態の調整を行うこと。

(3) 象徴的なイベント等の実施

- ア (1)の戦略に基づいた象徴的なイベント等の企画・運営

※イベント等は、プロモーション対象地域の現地にてリアルで行うこと。

※1回限りの単発ではなく、一定程度の期間実施することが望ましい。

- イ ノンスキーヤー若年層向けの旅行商品の造成と集客

※旅行商品は委託先の主催旅行とし、収益は委託先に帰属する。

(4) プロモーション

- ア インターネット広告（SNS広告等）

- イ (2)アで選定したタイアップ先のオウンドメディア等での露出

- ウ その他効果的と思われるプロモーション

(5) 効果検証・実施報告

- ア 本業務のプロモーション効果の検証

- イ 実施報告書の作成

4 委託期間

契約日から令和5年3月24日（金）まで

5 委託料上限額

金11,550,000円（消費税を含む）

6 受託候補者の選定方法

この業務の受託候補者の選定方式は、公募型プロポーザル方式とします。

受託を希望する方は、別に定める企画提案書等により提案してください。

企画提案書の最も優れた企画・運営能力を有すると認められる者を受託候補者とします。

なお、プロポーザル参加に係る諸費用はすべて参加者の負担となります。

7 公募型プロポーザル応募資格要件

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項又は財務規則（昭和 42 年長野県規則第 2 号）第 120 条第 1 項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 25 日付け 22 管第 285 号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (4) 長野県内に本社または支店を有していること。
- (5) 長野市内で行う打ち合わせに常時参加できる体制をとれる者であること。

8 公募型プロポーザルへの参加申込み

- (1) 提出書類
 - ア 参加申込書（様式第 1 号）
 - イ 誓約書（様式第 4 号）
- (2) 提出部数 1 部
- (3) 提出期限 令和 4 年 5 月 13 日（金）17 時（必着）
- (4) 提出場所 一般社団法人長野県観光機構 パブリック事業部
〒380-0936 長野県長野市中御所岡田町 131-4 ホテル信濃路 3 階
- (5) 提出方法 郵送または持参による。
- (6) 参加資格の合否決定
令和 4 年 5 月 17 日（火）17 時
参加資格条件を満たしていない申込者に対してのみ、口頭（電話）で連絡します。
- (7) その他
参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出してください。

9 企画提案書の提出

- (1) 提出書類 後記 10 「企画提案書類」のとおり
- (2) 提出部数 7 部（コピー可）
- (3) 提出期限 令和 4 年 5 月 20 日（金）17 時（必着）
- (4) 提出場所 一般社団法人長野県観光機構 パブリック事業部
〒380-0936 長野県長野市中御所岡田町 131-4 ホテル信濃路 3 階
- (5) 提出方法 郵送又は持参による。
- (6) 提出された書類の取扱い等
 - ア 提出された書類等は、原則、返却しません。
 - イ 提出された書類等の著作権は、提案者に帰属します。ただし、受託候補者の選定に必要な範囲で複製を作成する場合があります。
 - ウ 提出された書類等は、提出後に内容を変更することはできません。なお、提出された書類等に虚偽の記載をした場合は、当該提案は、無効になります。
 - エ 提出された書類等は、情報公開の請求により開示することがあります。
 - オ 企画提案書等の書類の作成及び提出に係る経費は、提案者の負担とします。

10 企画提案書類

- (1) プロポーザル企画提案書（提出書）（様式第 2 号）
- (2) 企画提案書（様式任意、A 4 サイズ）
 - ※ 後記 11 「企画提案のテーマ」に基づき、テーマごとに作成してください。
- (3) 業務の実施体制表（様式任意、A 4 サイズ）

- (4) 業務の実施スケジュール（様式任意、A4サイズ）
- (5) 会社概要又は会社概要パンフレット
- (6) 経費見積書（委託業務に係る概算経費見積）（様式第3号）
※可能な限り内訳を記載してください。（枚数制限なし）
※プロポーザル参加者が、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、経費見積書により算定した額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額を記載してください。
- (7) 過去に受託した類似業務の実績（様式任意、A4サイズ）
※本業務に類似するものについて3点程度、概要がわかる資料を添付してください。

1.1 企画提案のテーマ

- | | |
|------|-------------------|
| テーマ1 | 業務内容の理解度 |
| テーマ2 | 提案内容における企画性 |
| テーマ3 | 提案内容における確実性及び実施体制 |
| テーマ4 | 積算見積 |
- 積算見積は、受託候補者に選定された事業者の提案を参考に仕様書を作成した上で、受託候補者から再度提出していただくこととなるが、提案段階で可能な限り詳細な見積りを添付すること（再提出の際に変更可）

1.2 質問の受付及び回答

- (1) 企画提案に関する質問がある場合は、後記1.6の問い合わせ先に質問票（任意様式）を電子メールで提出することにより行ってください。
- (2) 質問票の受付は、募集開始以降随時行うこととし、最終受付は、令和4年5月13日（金）午前10時までとします。
- (3) 電話及び口頭による質問は受け付けないものとし、原則電子メールによることとします。なお、電話にて必ず着信の確認を行ってください。
- (4) 質問は当該業務に係る条件や応募手続きに関する事項に限るものとし、他の事業者からの提案状況や、企画・積算に関する内容等にはお答えできません。
- (5) 回答は、令和4年5月17日（火）午後5時までに行います。なお、質疑回答内容を全参加申込者に対し電子メールで送信し、情報共有を図ります。
- (6) 質疑回答の内容は、仕様に含まれるものとし、仕様書と異なる内容は、質疑回答の内容を優先します。

1.3 審査

受託候補者の選定は、別に設置する令和4年度冬季プロモーション委託業務受託候補者審査委員会（以下「審査委員会」という。）による審査によって行います。

- (1) 審査方法
別添の企画提案書審査要領のとおり
プレゼンテーションは行わない。
- (2) 審査基準
別表の審査基準表のとおり
- (3) 審査結果
ア 企画提案書を提出した者のうち、企画提案が提案され、見積業者に選定された者に対して、その旨を書面で通知します。
イ 上記ア以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由を書面により通知します。

1.4 契約手続き等

- (1) 契約の締結
業務の実施内容については、企画提案書の内容をそのまま実施するとは限らないものと

します。

受託候補者と機構は、企画提案書の内容を基にし、業務の遂行に必要な具体的な履行条件等の協議と調整を行うものとし、この協議と調整が整い次第、随意契約により、委託者、受託者で協議の上「委託契約書」を作成し契約を締結するものとします。

なお、受託候補者との協議と調整が整わない場合は、受託候補者との契約締結を取りやめ、次点の受託候補者との契約締結に向けての協議と調整に移行するものとします。

(2) 契約保証金

契約締結の際には、地方自治法施行令第167条の16及び長野県財務規則（昭和42年長野県規則第2号）第142条の規定を準用し、原則として契約保証金（契約金額の100分の10以上）を納付していただくこととなりますが、長野県財務規則第143条の規定を準用し、同条第1項に該当するときは、納付を免除します。

15 その他

- (1) 受託者は、業務を一括して第3者に委託し、又は請け負わせることはできませんが、業務の一部については、受託者があらかじめ機構と協議し、機構が認めた場合に限り第3者へ委託、又は請け負わせることができます。

16 企画提案書等の提出先、本件についての問い合わせ先

信州キャンペーン実行委員会事務局

一般社団法人長野県観光機構 パブリック事業部内

(事務局長) 小山 浩一

(担当) 丸山 澄夫

住所 〒380-0936 長野県長野市中御所岡田町131-4 ホテル信濃路3階

電話 026-219-5274

ファクシミリ 026-219-5277

電子メール yukyaku@nagano-tabi.net